



議案第 88 号

町道 路線の変更について

次のとおり町道の路線を変更することについて、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十條第三項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十三年九月二十一日

三朝町長 坂出雅巳

路線 番号	路線名	変更前		変更後	
		区 域	延長 幅員	区 域	延長 幅員
四三	中津河原線	大字中津字欽形五三八番地先から 大字中津字茂平成二三番地先まで	三三三、三三〇 米	大字中津字中原五〇六ノ二番地先から 大字中津字茂平成二三番地先まで	三〇三、三〇〇 米
四六	神倉中津線	県道小鹿溪線終点から 大字中津字欽形五三八まで	三三〇、三三〇 米	大字神倉字家廻り九一九ノ一番地先から 大字中津字中原五〇六一番地先まで	三三〇、三三〇 米

昭和四拾 参年九月八日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄